

商工会は
行きます！
聞きます！
提案します！

京丹後市商工会 金融パンフレット

地域のビジネスをもっと強く！ コミュニティをもっと元気に！

商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。

また、京都府の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関でもあり、経営革新等支援機関の中小企業応援隊として、小規模事業者のみなさまを支援するために様々な事業を実施しています。もちろん小規模企業施策だけでなく、様々な中小企業施策も実施しています。



創業サポートメニュー

成功への第一歩!!

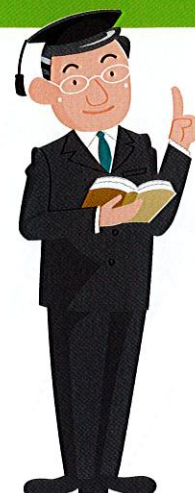
創業塾

創業に必要な経営ノウハウの考え方や基本と経営者としての心構えを学んで頂き、ビジネスプランの作成を通じて創業する力を養成します。

受講
メリット

- ◎創業に必要な知識とビジネスプランの作成方法が学べます。
- ◎短時間集中講座なので理解度アップ。
- ◎創業塾終了後の事後相談は経営支援員が全面的にバックアップ。

※創業塾は京丹後市商工会が年1回開催しておりますので、開催時期につきましてはお問い合わせください。



創業資金を借りたい

新創業融資制度 (日本政策金融公庫)

新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方を対象にした融資制度です。

ビジネス
プランが
承認されると

融 資 額	3,000万円 (うち運転資金1,500万円)
返 済 方 法	◎設備資金／15年以内 ◎運転資金／5年以内
担保・保証人	原則として不要

※その他、要件等につきましては京丹後市商工会にお問い合わせください。

経営改善サポートメニュー

「経営改善計画書」や「資金繰り計画」等の作成を支援します。

経営安定・経営再建の相談をしたい

経営安定特別相談室

連鎖倒産の危機や資金繰りの目途が立たないなど、経営難に直面している中小企業の方々に商工調停士が相談に応じ、問題の解決を支援します。

支援
内容

- ◎債権者など関係者への協力要請
- ◎手形処理、事業転換などの指導・助言
- ◎倒産防止が困難と見られる場合の円滑な整理方法、法的手続きなどの指導・助言

特徴

費用は無料。ご相談の秘密は厳守します。

専門家派遣メニュー

「新分野への進出」「経営ビジョンや事業計画の作成」
「知的財産権について相談」など専門家のアドバイスを受けませんか?

経営について専門家による指導を受けたい!!

エキスパート・バンク

経営・営業・生産・技術など多くの課題を抱えた「小規模事業者または創業を予定する者」の要望に応じて、専門家を直接事業所等に派遣し、専門的・実践的な指導と助言により課題の克服を支援します。

経営課題とは

◎経営全般 → 経営ビジョンの作成、新分野への進出・新技術の導入、
生産管理の見直し、KESの認証申請、販路・受注開拓 など

様々な経営課題

経営支援員や専門家とともに課題の克服を指導します。

特徴

費用は無料。但し、派遣回数に制限があります。

ミラサポ

中小企業の経営に関わる各分野の専門家が、課題解決の第一歩に向けてお手伝いをします。

経営課題とは

- ①新事業展開 ②創業、事業再生、再チャレンジ ③海外展開
- ④販路拡大 ⑤地域資源活用 ⑥資金繰り

様々な経営課題

経営支援員や専門家とともにワンストップでサポートいたします。

特徴

費用は無料。但し、派遣回数に制限があります。

京丹後市商工会は地域の中小企業者のみなさまをサポートするために、多くの国や京都府、京丹後市の中小企業施策を活用して中小企業の支援をしています。詳しくは、京丹後市商工会ホームページをご確認ください。
<http://kyotango.kyoto-fsci.or.jp/>



マル経融資（経営改善貸付）

日本政策金融公庫 国民生活事業では、小規模事業者の方々の経営改善のお役に立てるよう、無担保・無保証人の「マル経融資（経営改善貸付）」をお取り扱いしています。

ご利用いただける方	商工会または府商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工会長の推薦を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしている必要があります。 1. 常時使用する従業員が20人以下（商業、宿泊業・娯楽業以外のサービス業の場合5人以下）であること。 2. 原則として6ヵ月以上、商工会の経営指導を受けていること。 3. 最近1年以上、同一商工会の地区内で事業を営んでいること。 4. 所得税、法人税、事業税又は府民税や市民税（均等割を含みます。）を、原則としてすべて完納していること。 5. 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと。
ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間	運転資金／7年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金／10年以内（うち据置期間2年以内）
利率	1.15%（平成27年12月9日現在）
担保・保証人	無担保・無保証人
ご利用の手続き	ご相談お申込 → 推薦 商工会 → ご融資 日本政策金融公庫 国民生活事業

※審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。
※くわしくは、商工会または日本政策金融公庫の最寄りの支店（国民生活事業）にお気軽にご相談ください。



普通貸付

ほとんどの業種の中小企業の方にご利用いただけます（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用になれません）。

資金の使いみち	運転資金	設備資金	特定設備資金
融資限度額	4,800万円		7,200万円
ご返済期間	5年以内 （特に必要な場合7年以内） 〔据置期間1年以内〕	10年以内 〔据置期間2年以内〕	20年以内 〔据置期間2年以内〕
利率（年）	1.25%～2.90%（平成27年12月9日現在） お使いみち、ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます。		
保証人・担保	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。		

このほか、お使いみちによって長期・低利でご利用いただける特別貸付などがあります。

新規開業資金

日本政策金融公庫 国民生活事業では、「新規開業資金（新企業育成貸付）」などのご融資を通じて、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方のお手伝いをさせていただいております。

ご利用いただける方	次のいずれかに該当される方 1. 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方 （1）現在お勤めの企業に継続して6年以上お勤めの方 （2）現在お勤めの企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方 2. 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方 3. 技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方 4. 雇用の創出を伴う事業を始める方 5. 産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方 6. 地域創業促進支援事業による支援を受けて事業を始める方 7. 公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める方 8. 民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方 9. 1～8のいずれかを満たして事業を始めた方で事業開始後おおむね7年以内の方
資金の使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする資金
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
ご返済期間	設備資金／15年以内（特に必要な場合20年以内）〔うち据置期間3年以内〕 運転資金／5年以内（特に必要な場合7年以内） 〔うち据置期間6ヵ月以内（特に必要な場合1年以内）〕
利率（年）	1.25%～2.90%（平成27年12月9日現在） ※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
保証人・担保	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

中小企業応援隊サポート制度

商工会等連携経営改革支援制度

京都府では、府内中小企業の経営安定・発展のために、中小企業応援隊（商工会・商工会議所、地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会又は公益財団法人京都産業21）と連携して、継続的に経営支援を受けていただける制度を実施していますので、ご利用ください。

対象となる方	商工会・商工会議所、地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会又は公益財団法人京都産業21の経営支援を継続的に受ける意欲のある府内の中小企業者の方 融資申込前の経営支援（事前支援）と融資実行後の経営支援（3年間、6ヵ月ごとの事後支援）を受けていただく必要があります。 上記の経営支援を受けている方が京都府・京都市中小企業融資制度（下記「保証料率引下げ対象の融資及び引下率」欄に記載されている融資に限る。）を利用する場合、保証料率が引下げられます。 【留意事項】 ※1 経営支援を受けている方であっても、融資の申込みにあたり、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。 ※2 融資実行後の経営支援を受けない場合、以後、原則として、本制度による保証料率の引下げは受けられません。
経営支援の申込機関	◎各商工会 ◎商工会議所 ◎地域ビジネスサポートセンター ◎京都府中小企業団体中央会又は公益財団法人京都産業21
保証料率引下げ対象の融資及び引下率	対象の融資 ◎一般資金 ◎小規模企業おうえん資金、◎あんしん借換資金（経営力強化保証除く） 引下率 ◎小規模企業おうえん資金（ベース枠）／0.2%の引下げ ◎あんしん借換資金（セーフティーネット枠）／0.1%の引下げ ◎その他の融資制度／0.1%又は0.2%※の引下げ ※保証協会の中小企業会計割引を併用した場合の引下率です。
手順	①経営支援申込 ②事前支援 ③融資申込 ④保証依頼 ⑤保証承諾 ⑥融資実行 ⑦事後支援 ⑧保証料率引下げ 中小企業者 金融機関 保証協会 商工会等

中小企業下支え資金

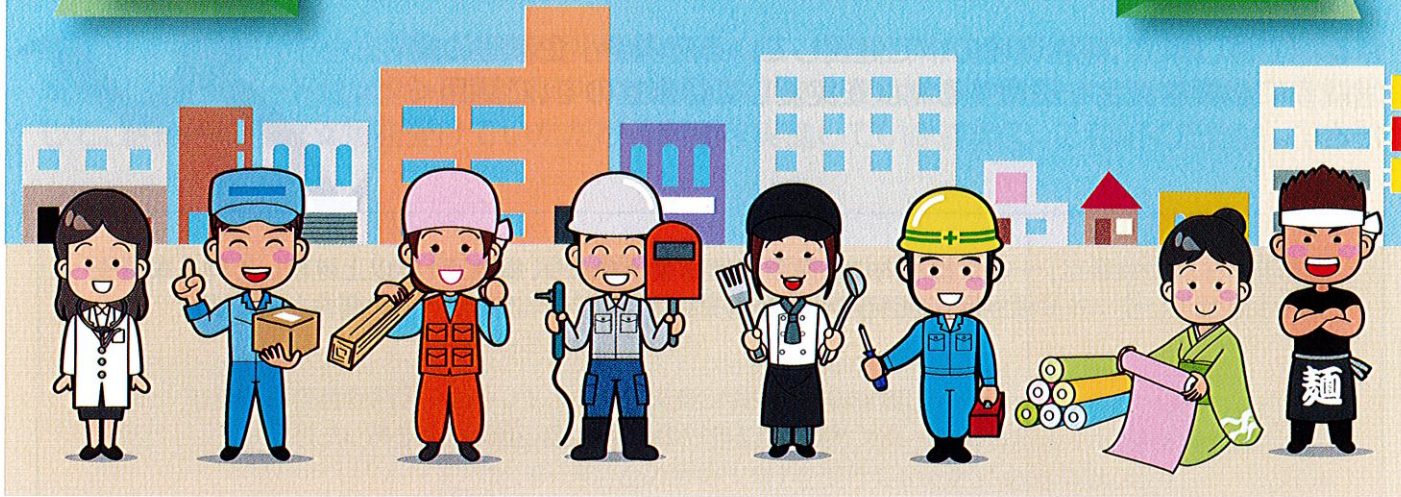


京都府では、厳しい経営環境の中で健闘している府内中小企業等の経営改善に必要な資金を融資する制度を実施していますので、ご利用ください。

融資対象となる方	京都府内に営業所又は事業所があり、府内で1年以上継続して同一事業を行っている中小企業者又は組合の方で、次のすべての要件を満たす方 ①資金繰りの安定に支障をきたしているが、経営改善の可能性が高く、経営者が自社の経営改善に強い意志を持った方 ②取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を得て経営改善計画を作成した方 【留意事項】 ※1 ご利用にあたっては、経営改善計画が必要となることから、計画の作成に当たっては、取扱金融機関又は認定経営革新等支援機関にご相談ください。 ※2 融資手続において、「企業サポート委員会」における協議を経る必要があります。なお、「企業サポート委員会」への協議は、取扱金融機関から行いますので、申込者自身が行う必要はありません。
資金使途	経営改善に必要な資金（運転資金、設備資金）
融資期間等	10年以内（必要に応じ2年以内の据置可） ※特に必要と認められた場合は15年以内
融資利率	取扱金融機関の所定利率
融資限度額	2億8,000万円 ※セーフティネット保証又は経営改善サポート保証を利用する場合は、別枠の利用が可能
担保・保証人	保証協会の保証が必要 【原則法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要。必要に応じ担保を要する。】
受付機関	本融資の取扱金融機関 ◎京都銀行 ◎南都銀行 ◎滋賀銀行 ◎京都信用金庫 ◎京都中央信用金庫 ◎京都北都信用金庫 ◎商工組合中央金庫
本融資について	金融機関に対して、四半期ごとに経営改善計画の実施状況を報告する必要があります。

※ご利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

平成27年度 京都府中小企業金融のしおり



～制度融資をリニューアルしました！～

融資利率の大幅引き下げを実施し、経営の厳しい方等がより借り換えをしやすくなるよう制度を改めるなど、中小企業者の皆様に使いやすく改編しましたので、御活用ください。

～受付・相談窓口～

受付・相談窓口（取扱金融機関）

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| ・京都銀行 | ・南都銀行 | ・滋賀銀行 | ・関西アーバン銀行 |
| ・福邦銀行 | ・京都信用金庫 | ・京都中央信用金庫 | ・京都北都信用金庫 |
| ・近畿産業信用組合 | ・京滋信用組合 | ・商工組合中央金庫 | |

※制度によっては、取扱金融機関が限られるものがあります。

御相談については、次の機関、各商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター、京都信用保証協会でも応じています。

・京都府産業支援センター	京都市下京区中堂寺南町 134 (七本松通五条下ル)	(075)315-8660
・京都府山城広域振興局商工労働観光室	宇治市宇治若森 7-6	(0774)21-2103
・京都府南丹広域振興局商工労働観光室	亀岡市荒塚町 1丁目 4-1	(0771)23-4438
・京都府中丹広域振興局商工労働観光室	舞鶴市字浜 2020	(0773)62-2506
・京都府丹後広域振興局商工労働観光室	京丹後市峰山町丹波 855	(0772)62-4304
・公益財団法人京都産業 21 北部支援センター	京丹後市峰山町荒山 225	(0772)69-3675

※御利用に当たっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

融資の申込資格について

- 原則として府内に営業所又は事業所を有する中小企業者等(下表)で、事業実績が1年以上あること。ただし以下の制度を除く。
 - ・事業実績6ヶ月以上：小規模企業おうえん資金（限度額500万円以内）、あんしん借換資金セーフティネット枠（無担保無保証人を除く）、一般資金
 - ・事業実績を問わない：開業・経営承継支援資金
- 京都信用保証協会の保証対象業種であること。（例えば、金融業、農林漁業の一部、純享乐的風俗営業などは対象外）
- 府税の滞納がないこと。○手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けていないこと。
- 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能後、6ヶ月以上経過していること。
- 保証協会の求償債務がないこと及びその連帯保証人でないこと。
- 保証協会の保証付き借入金の返済が延滞していないこと及びその連帯保証人でないこと。
- 中小企業者及び小規模企業者の範囲（中小企業者は、資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当していれば可）

区 分	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業、建設業、運送業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下 (注) 宿泊業、娯楽業は20人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	20人以下
医業を主たる事業とする法人	-	300人以下	
特 例	ゴム製品製造業（一部を除く）	3億円以下	20人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	
	旅館業	5,000万円以下	

対象要件等

制度名		対象要件	左記についての問い合わせ先（TEL）
あんしん 借換資金	緊急枠	最近3ヶ月間の売上高が前年同期に比べ5%以上減少	制度融資取扱金融機関
		最近3ヶ月間の原材料費等が前年同期に比べ10%以上高騰し、経営状況が悪化	
		借換を行うことで経営の改善や安定が見込まれること	
		取扱金融機関等の支援を受けつつ、自ら事業計画書の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	
開 業・経 営 承継支援資金	開業	商工会・商工会議所の経営支援	商工会・商工会議所
		府・京都市指定セミナー修了	※府商業・経営支援課にお問い合わせ下さい
		府・京都市指定インキュベーション施設等入居	
		取扱金融機関からの独自融資での借入が決定	制度融資取扱金融機関
	経営承継	京都信用保証協会の伴走支援	京都信用保証協会 (075-314-7221)
		経済産業大臣の認定	近畿経済産業局中小企業課 (06-6966-6023)
雇用・環境経営促進 金利優遇制度 (金利優遇特例)		京都中小企業事業継続支援センターの支援	京都中小企業事業継続支援センター (075-315-8897)
		非正規雇用者の正規雇用への転換	※府商業・経営支援課にお問い合わせ下さい
		障害者を常用労働者として雇用	
		福利厚生施設等の労働環境の整備	
		障害者を顧客として受け入れるための店舗・施設等の整備	
		ISO14001の認証取得	各審査登録機関
		KESの審査登録を受けること	KES環境機構 (075-321-4767)
		エコ京都21（地球温暖化防止部門）の認定（チャレンジ登録除く）	府地球温暖化対策課 (075-414-4708)
		府地球温暖化対策条例の計画書提出事業者等で、環境配慮企業として知事の確認を受けること	
		京都産業エコ・エネルギー推進機構の省エネ・節電診断等の支援を受け、かつ、省エネルギー設備を導入すること	
応援隊割引 (保証料優遇特例)		京都産業エコ・エネルギー推進機構 (075-323-3840)	京都産業エコ・エネルギー推進機構 (075-323-3840)
		S-MFCAの取組に係る確認書取得	KES環境機構 (075-321-4767)
		商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会、京都産業21による事前支援及び事後支援（3年間）	商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会、京都産業21

京都信用保証協会について

「京都信用保証協会」は、中小企業者・組合が金融機関から事業資金を借り入れる際に、公的な保証人となって資金の借入を容易にすることを目的として、「信用保証協会法」に基づいて設立されている公的機関です。

●お問い合わせ先

本 所…右京区西院東中水町 17	(075) 314-7221	中丹支所…福知山市石原	(0773) 27-6156
宇治支所…宇治市大久保町上の山	(0774) 43-8822	丹後支所…京丹後市大宮町周知	(0772) 68-0601
南丹支所…亀岡市千代川町千原	(0771) 22-1041		

～京都府・京都市中小企業融資制度一覧～

(平成27年4月1日時点)

小規模企業や、経営状況が厳しい・・・という方は

【経営あんしん（セーフティネット）融資】



小規模企業（※1）向け資金

小規模企業おうえん資金

ベース枠
（無担保無保証人）

金利年1.2%

ステップアップ枠
（無担保）

金利年1.7%
（※2）



売上減少・借換などのための資金

あんしん借換資金

緊急枠
（売上減少・原材料費高騰など）

金利年1.8%

セーフティネット枠（※4）
（不況業種指定等、セーフティネット保証が適用される場合）

金利年1.8%
※借換以外の資金
金利年1.2%

融資期間は？

運転資金
設備資金
10年以内
（据置期間6ヶ月以内）

融資限度額は？

融資限度額
1,250万円

事業実績
6ヶ月以上
1年未満の方は
合計500万円

融資限度額
1,250万円

保証料率
0.5%～1.8%

保証料率
年0.2%
引下げ

保証料率
0.45%～1.65%

保証料率
年0.1%又は0.2%
引下げ

保証協会の保証が必要です。

保証料率割引制度（※3）
（応援隊割引）ご利用で

運転資金
設備資金
10年以内
（据置期間2年以内）

融資限度額
有担保2億円
無担保8,000万円

保証料率
0.45%～2.0%

保証料率
年0.1%又は0.2%
引下げ

【別枠】融資限度額
有担保2億円
無担保8,000万円

保証料率
0.75%、0.9%

保証料率
年0.1%
引下げ

開業や経営承継を考えておられる方は・・・

【産業活力推進融資】



開業資金・経営承継に必要な資金

開業・経営承継支援資金

開業

①府内で新たに開業・分社化する場合
②経営支援等を受け、開業・事業転換・多角化する場合

経営承継

①国の認定を受け事業用資産の取得等をする場合
②京都中小企業事業継続支援センターの支援を受ける場合

金利年1.2%

運転資金
設備資金
10年以内
（据置期間2年以内）

①融資限度額 1,500万円
（事業開始・分社化から6ヶ月未満の方は自己資金の範囲内）
②融資限度額 1,000万円
（事業転換・多角化 1,500万円）

保証料率
0.45%～1.65%

①【別枠】融資限度額
有担保2億円、無担保8,000万円
②融資限度額
有担保2億円、無担保8,000万円

★その他、地域産業振興特区資金（国の総合特区支援利子補給金制度について、京都市から確認書の発行を受けることが必要、1企業当たり10億円以内、年利1.7%以内（固定）、融資期間5年以上10年以内）
和装産業取引改善等特別資金（和装関連卸売業者及び和装関連製造業者向け、2億円以内、年利1.7%以内（固定）、運転資金10年以内）があります。

一般的な事業資金の調達を希望される方は・・・

【中小企業支援融資】

金融機関所定金利
（※2）

運転資金・設備資金

10年以内
（据置期間1年以内）

融資限度額
有担保2億円、無担保8,000万円

保証料率
0.45%～1.85%

保証料率
年0.1%又は0.2%
引下げ

※1 従業員20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は5人）以下の中小企業者（事業協同組合などの組合も対象です。）
※2 金利割引制度対象です。（非正規労働者の正規雇用化を図る場合や、ISO14001認証取得企業などが対象となります。）
※3 商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会、京都産業21（中小企業応援隊）の経営支援を受ける場合、保証料率を引下げ（保証料率の引下げが最大となるのは保証協会の中小企業会計割引を併用した場合）
※4 市町村長の認定を受けていただく必要があります。



大宮支所 | 〒629-2503 京都府京丹後市大宮町周枳1
TEL.0772-68-0038 FAX.0772-68-0032



弥栄支所 | 〒627-0131 京都府京丹後市弥栄町和田野971
TEL.0772-65-3137 FAX.0772-65-2363



網野支所 | 〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野238-4
TEL.0772-72-1863 FAX.0772-72-5357



久美浜支所 | 〒629-3404 京都府京丹後市久美浜町847
TEL.0772-82-0155 FAX.0772-82-1755



丹後支所 | 〒627-0201 京都府京丹後市丹後町間人2623
TEL.0772-75-2222 FAX.0772-75-2226



“協働・共感で響きあう”まちづくりをLEADする

京丹後市商工会

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

TEL.0772-62-0342

FAX.0772-62-3553

U R L <http://kyotango.kyoto-fsci.or.jp/>

E-mail kyotango-sci@kyoto-fsci.or.jp